

2024年2月

お客さま各位

福島ガス株式会社

2024年 3月検針分のガス料金のお知らせ

いつも福島ガスをご愛顧いただき、ありがとうございます。

さて、このたび原料費調整制度及び電力・ガス価格激変緩和対策事業にもとづき、2024年3月検針分の従量料金単価を1m³あたり46MJ（13A）地区5円87銭調整いたします。（従量料金単価の調整額は電力・ガス価格激変緩和対策事業の政府支援を踏まえた値引きが反映されております。）

従量料金単価の見直しの内容およびガス料金は以下のとおりとなります。

1. 従量料金単価の見直しの内容

(1) 2023年10月～2023年12月の平均原料価格

96,360 円/t (貿易統計より算出)

(2) 原料価格変動額の算定

| | | | |
|--------------------------|------------|---|--------------|
| 2023年10月～2023年12月の平均原料価格 | 基準平均原料価格 | | |
| 96,360 円/t | 72,560 円/t | = | 23,800 円/t |
| | | | ↓ |
| | | | 23,800 円/t |
| | | | (100円未満切り捨て) |

(3) 従量料金単価調整額の算定

(2) のとおり2023年10月～2023年12月の平均原料価格が基準平均原料価格に対して変動しましたので、従量料金単価を次のように調整いたします。

46MJ（13A）地区

| | | | |
|--|-----------------|---------|-----------------------|
| ・変動額100円につき、従量料金単価を1m ³ あたり0.082円調整します。 | | | |
| 23,800 円 | / | 100円 | × 0.082円 = 19.51 円 |
| ・従量料金単価の調整額から政府支援により13.64円値引きいたします。 | | | |
| 19.51 円 | - | 13.64 円 | = 5.87 円 |
| ※ 今回調整額 | 5.87 円 | - | 前回調整額 2.02 円 = 3.85 円 |
| 現行より | 3.85 円の調整となります。 | | |

ガス料金についての詳細なお問い合わせは本社料金課までお願い致します

福島ガス株式会社

本社電話 534-2176

ホームページアドレス <http://www:f-gas.co.jp>

2. 2024年3月検針分に適用される料金表

46MJ（13A）地区

| 契約種別 | 基本料金（1ヶ月あたり） | 調整後の従量料金（1m ³ あたり） |
|--|-----------------|-------------------------------|
| 一般契約A表 (1ヶ月のご使用量20m ³ までの場合) | 770.00 円 (税込) | 224.7190 円 (税込) |
| | 700.00 円 (税抜) | 204.2900 円 (税抜) |
| 一般契約B表 (1ヶ月のご使用量20m ³ をこえ100m ³ までの場合) | 946.00 円 (税込) | 215.9190 円 (税込) |
| | 860.00 円 (税抜) | 196.2900 円 (税抜) |
| 一般契約C表 (1ヶ月のご使用量100m ³ をこえ350m ³ までの場合) | 2,046.00 円 (税込) | 204.9190 円 (税込) |
| | 1,860.00 円 (税抜) | 186.2900 円 (税抜) |
| 一般契約D表 (1ヶ月のご使用量350m ³ をこえる場合) | 6,281.00 円 (税込) | 192.8190 円 (税込) |
| | 5,710.00 円 (税抜) | 175.2900 円 (税抜) |

※政府支援により1m³あたり15円（税込）の値引きがされております。詳細は経済産業省「電気・ガス料金激変緩和対策特設サイト」をご覧ください。
(<https://denkigas-gekihenkanwa.go.jp/general/>)

※ 検針日の翌日より30日以内に料金のお支払いがない場合は、遅収料金（3%）が翌月に加算されます。

「原料費調整制度について」

為替レートの変動などによるガスの原料費の変動に応じて、毎月ガス料金の従量料金単価（1m³あたり単価）を調整するしくみです。

- 従量料金単価の調整は、3ヶ月毎の「平均原料価格」が料金改定時に設定した基準平均原料価格（72,560円/トン）を、上回り又は下回る場合、その変動額に基づき行います。変動額100円につき、従量料金単価1m³あたり0.082円調整いたします。
- 調整単価料金の適用期間は次のとおりといたします。
 - ・当年1月から3月までの原料価格の変動は、当年6月検針分のガス料金の従量料金単価に反映されます。
 - ・当年2月から4月までの原料価格の変動は、当年7月検針分のガス料金の従量料金単価に反映されます。
 - ・当年3月から5月までの原料価格の変動は、当年8月検針分のガス料金の従量料金単価に反映されます。
 - ・当年4月から6月までの原料価格の変動は、当年9月検針分のガス料金の従量料金単価に反映されます。
 - ・当年5月から7月までの原料価格の変動は、当年10月検針分のガス料金の従量料金単価に反映されます。
 - ・当年6月から8月までの原料価格の変動は、当年11月検針分のガス料金の従量料金単価に反映されます。
 - ・当年7月から9月までの原料価格の変動は、当年12月検針分のガス料金の従量料金単価に反映されます。
 - ・当年8月から10月までの原料価格の変動は、翌年1月検針分のガス料金の従量料金単価に反映されます。
 - ・当年9月から11月までの原料価格の変動は、翌年2月検針分のガス料金の従量料金単価に反映されます。
 - ・当年10月から12月までの原料価格の変動は、翌年3月検針分のガス料金の従量料金単価に反映されます。
 - ・当年11月から翌年1月までの原料価格の変動は、翌年4月検針分のガス料金の従量料金単価に反映されます。
 - ・当年12月から翌年2月までの原料価格の変動は、翌年5月検針分のガス料金の従量料金単価に反映されます。
- 調整単価のお知らせにつきましては、「ガスご使用量等のお知らせ（兼）ガス料金口座振替済領収書」・当社ホームページであらかじめお知らせいたします。なお、従量料金単価の算定基礎となる平均原料価格等は、当社の本社に掲示いたします。